

# 岡山県指定障害福祉サービス事業所監査要綱

平成19年7月4日制定

平成21年6月16日一部改正（平成21年4月1日適用）

## 第1 目的

この監査要綱は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定相談支援事業者及び旧法指定施設設置者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条及び第50条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。

## 第3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

### 1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

### 2 実地指導において確認した情報

法第10条第1項及び第11条第2項により指導を行った市町村又は県が指定障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

## 第4 監査方法等

### 1 監査通告

監査を実施する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類（様式第1号）を、指定障害福祉サービス事業者等に交付するものとする。なお、帳簿書類等の提出や関係者の出頭を求める場合その他適正な監査の実施に必要なと認められるときは、事前に当該指定障害福祉サービス事業者等に通知して監査を実施するものとする。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席（出頭）者
- (5) 準備すべき書類等

### 2 監査方法

指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

## 第5 監査後の措置

### 1 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、後日文書によって通知するものとする。この場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、通知した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

### 2 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条及び第50条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

#### (1) 勧告

- ア 指定障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。
- イ 指定障害福祉サービス事業者等が勧告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。
- ウ 勧告を行ったときは、勧告に対してとった改善措置について、当該指定障害福祉サービス事業者等にアの期限内に文書により報告させるものとする。

#### (2) 命令

- ア 指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。
- イ 命令をしたときは、その旨を公示するものとする。
- ウ 命令をしたときは、命令に対してとった改善措置について、当該指定障害福祉サービス事業者等にアの期限内に文

書により報告させるものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項及び第4項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消等」という。）するものとする。

3 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この規定は適用しない。

4 経済上の措置

(1) 監査の結果、自立支援給付について不正利得が認められたときは、当該自立支援給付に関係する市町村に対し、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収を行うよう指導するものとする。

(2) 取消処分等を行ったときは、原則として、(1)の徴収に際してその返還させる額に100分の40を乗じて得た額を加算金として合わせて徴収するよう指導するものとする。

第6 市町村による実地検査等

実地検査等を行った市町村長から、法第49条第7項及び第50条第2項の規定による通知があったときは、速やかに前記第4から第5までに定める措置をとるものとする。

第7 身分を示す証明書

監査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第8 復命

監査を行った職員は、障害福祉課にあつては知事に、県民局にあつては県民局長に速やかに復命しなければならない。

第9 補足

この監査要綱で定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この監査要綱は、平成19年7月4日から適用する。
- 2 「岡山県指定居宅支援事業者等監査要綱」は廃止する。
- 3 指定障害福祉サービス事業所等が行った障害者自立支援法施行前の支援費の請求等に関する監査については、この要綱の目的及び監査方針は、廃止前の「岡山県指定居宅支援事業者等監査要綱」の目的及び指導方針の内容に読み替えるものとする。

附 則

この監査要綱は、平成21年4月1日から適用する。